

協議4

山形交通(株)運行分

(資料 1-4、2、3-4)

道路運送法第9条第4項に定める協議について

- 地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る運賃等に関する事項についての協議を行うもの(「協議運賃」の設定)。
- 今般、すでに協議運賃となっている下記系統を運行する山交ハイヤー(株)から、会社体制の変更に係る申し出があったため、その変更に当たっては道路運送法第9条第4項に基づき、本協議会において協議が必要になるもの。
※ 本協議会で協議が調った際は、各事業者に協議済証明書を交付する。

(資料 3-4)

1 対象路線及び改定内容

番号	系統	事業者	改定内容
④	山形空港ライナー	山形交通(株) (旧事業者 山交ハイヤー(株))	山交バス(株)が山交ハイヤー(株)を吸収合併し、山交バス(株)が商号を山形交通(株)に変更し、事業を引き継ぐもの。 ※運賃に変更は無し。 大人運賃 1,200 円 子ども・障がい者運賃 600 円

※小人(小学生まで)は大人料金の半額、1歳未満の乳幼児は無料。

※旅客に同伴する6歳未満の未就学児は1名まで無料。

※乗車時に、身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳、戦傷病者手帳を提示した旅客(介助の同行者1名を含む)は、大人料金の半額。

2 適用する期間

令和8年4月1日から

3 料金改定

なし

予約制乗合タクシーの運賃に関する意見募集結果

募集期間：令和8年1月14日(水曜日)から令和8年1月21日(水曜日)まで

告知方法：天童市ホームページにより告知

提出方法：生活環境課へ直接持参、郵送、FAX、Eメールのいずれかの方法で提出。

意見番号	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方
-	-	-

集計結果

意見提出者数	0
意見項目数	0

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる
協議が調っていることの証明書

令和8年1月28日に開催した天童市運賃等協議会において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

1. 協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法

種類	運賃の額	適用方法
大人運賃	1人 1,200円	・大人とは、中学生以上とする。
子供運賃	1人 600円	・子供とは、小学生以下（1歳以上小学6年生以下）とし、1歳未満の乳幼児は無賃とする。 ・6歳未満の旅客に同伴する未就学の幼児（1歳以上6歳未満）は1人に限り無賃。幼児のみ単独乗車の場合は子供運賃とする。
障害者等割引運賃	1人 600円	・身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳、戦傷病者手帳を提示した旅客（介助の同伴者1人を含む）とする。

2. 運賃を適用する路線又は営業区域

山形空港⇒天童駅東口、市中心部（戸口輸送）、県総合運動公園（NDソフトスタジアム）、7工業団地（天童北部・天童南部・清池・王将・東長岡・荒谷西・天童インター産業）

3. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

令和8年4月1日から実施する。

4. 運賃を定める一般乗合旅客自動車運送事業者の氏名又は名称

山交バス株式会社

令和8年1月28日

天童市運賃等協議会
会長 市民部長 熊澤 輝